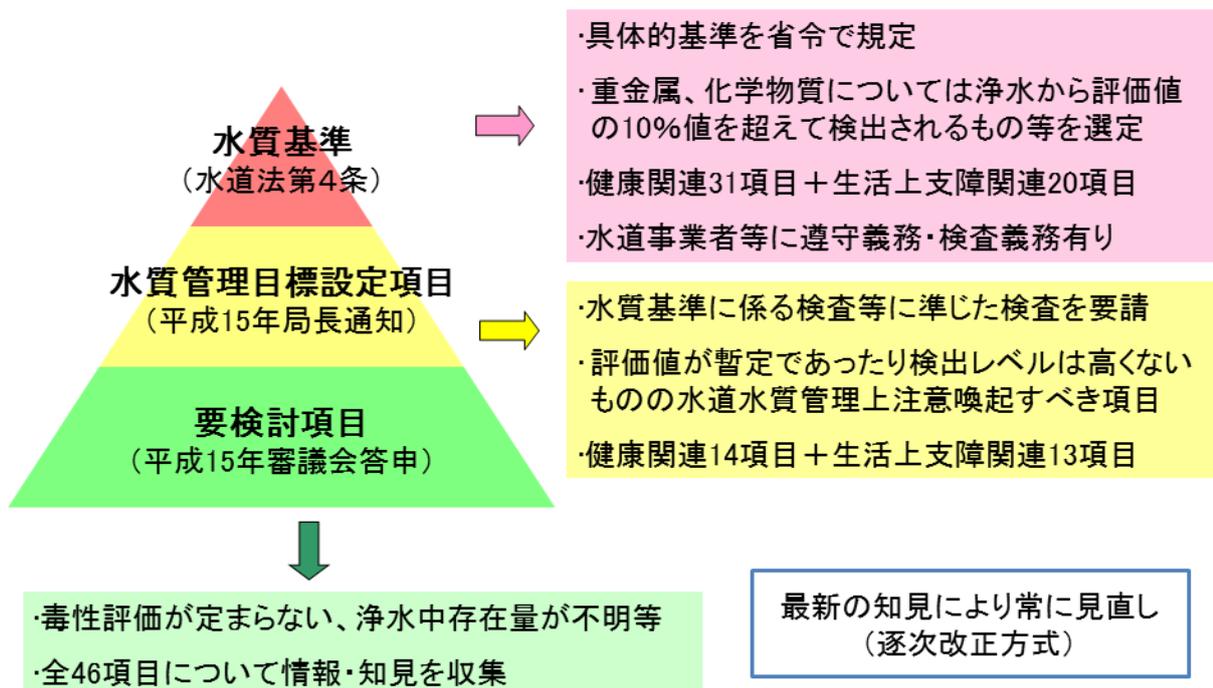


水道法に基づく水道水の水質基準のQ & A

Q 1 水道水の安全を決める「水質基準」はいつ頃できた？

A 1

水道水の水質基準は、「水道法」及びこれに基づく「水質基準に関する省令」として、定められています。「水質基準に関する省令」は昭和 33 年に公布され、その後、数回の改正を経て、平成 26 年 4 月 1 日から、追加・除外により「51 項目」となった新しい基準が適用されています。今後も、国内の検出状況等を調査し最新の情報から逐次改正する検討が進められています。水道水質基準はこれからも見直されます。



出典：環境省ホームページ：水道水質基準について

Q 2 「水道水質基準」は、人への健康影響を考えているか？

A 2

人の健康への影響には、「急性毒性（一時的に多量に摂取することによる障害）」、「慢性毒性（長期間摂取することにより次第に現れる障害）」、「発ガンの危険性」などがあり、それぞれについて、動物実験の結果などから、物質ごとの一日許容摂取量（TDI）※が求められます。

この量（TDI）を基に、「体重 50kg の成人が 1 日 2L の水を飲む」という条件などから、生涯にわたって飲み続けても、健康に影響のない許容濃度が求められ、厚生労働省により水質基準が定められています。

※一日許容摂取量（TDI）とは、人がある物質の一定量を一生涯にわたって毎日摂取し続けても健康への

悪影響がないと推定される一日あたりの摂取量のことです。生涯飲み続けても健康に影響が無い基準を設定しています。

Q 3 「水道水質基準」項目には、どんな項目があるか？

A 3

水質基準の項目（51 項目）は、大きく 2 つに分類されます。細菌、カドミウム、水銀、鉛、トリハロメタンなど、人の健康に悪影響を与えないよう設定された「健康に関する項目」（31 項目）と、鉄、ナトリウム、カルシウム、かび臭物質、色、濁り、味、臭気など生活利用上の障害がないように、水道水の性状として基本的に必要とされる「性状に関する項目」（20 項目）が定められています。

Q 4 「水道水質基準」の健康に関する項目 31 項目は、どのような健康影響があるの。

A 4 各物質の健康影響の概要は、別紙のとおり。

Q 5 建築物における衛生的な環境を確保する法律に基づく事務所、店舗など 3,000m²以上の建築物では、水質検査が義務づけられていますが、水道水質基準に適合した水道水を水道局から受水しているので不用ではないでしょうか。

A 4 建築物に供給される水道水は水質基準に適合していることが前提ですが、それが供給元において保証されるのは建築物の給配水設備に入るまでです。建築物内に入った水は、配管や貯水槽などの設備を通過する際に影響を受ける可能性があります。

特定建築物は、多数の者が利用する建築物であり、一旦、基準を超える水が供給されるとその影響は大きなものになります。

水道法における水質基準は 51 項目ありますが、その中には建築物内で新たな汚濁の懸念のない物質もあり、検査を行う必要のない項目もあります。それらを除いた項目の水質検査が義務づけられているのです。